

蕨市都市計画審議会運営要領

平成 19 年 11 月 22 日

(趣旨)

第1条 蕨市都市計画審議会条例(昭和 44 年蕨市条例第 31 号)第7条の規定により、蕨市都市計画審議会(以下「審議会」という。)の会議(以下「会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 会議の招集は、文書をもってする。

(参集)

第3条 委員は、会長の招集に応じ、指定された日時及び場所に参集しなければならない。

2 委員が会議に出席することができないときは、その旨を開会の時刻までに会長に届出なければならない。

(議席)

第4条 委員の議席は、抽選の方法により定め番号を付する。

(会議)

第5条 会議は、原則公開とし、公開の方法は、会議の傍聴及び会議録等の公表によるものとする。ただし、審議する事項が次の各号のいずれかに該当するときは、会議の全部及び一部を非公開とすることができる。

(1) 蕨市情報公開及び個人情報保護に関する条例(平成 3 年条例第 38 号)の非公開事項に該当すると認められるとき

(2) 会議を公開することにより、公平かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められるとき

(3) 前 2 号の規定により会議を非公開とする場合には、会長又は委員の発議に基づき会議に諮り、出席委員の過半数の同意を得なければならない。

2 会議の傍聴に関する要領を別に定める。

(権限)

第6条 会長は、議事を整理するため、必要があると認めるときは、委員の発言を止め、又は議事を中止することができる。

(意見修正)

第7条 議事に関する意見修正は、文書をもって会長に提出しなければならない。ただし、簡易なものは、口頭で陳述することができる。

2 前項の修正意見は、出席委員 5 人以上の賛成がなければこれを議題とすることができない。

3 前 2 項の修正は原案に先だって採決するものとする。

(議事録)

第8条 会長は、会議ごとにその議事録を作成し、あらかじめ会長の指名した委員2人とともに署名し押印する。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、都市整備部まちづくり推進課において処理する。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、公布の日から施行する。

(蕨市都市計画審議会運営規則の廃止)

2 蕨市都市計画審議会運営規則(昭和45年都市計画審議会長訓令第1号)は廃止する。